

平成28年度 第2回 美浜区支え合いのまち推進協議会 議事要旨

【1】開 催

- 1 日 時 : 平成28年12月22日(金) 午後3時00分～午後5時00分
- 2 会 場 : 美浜保健福祉センター4階 大会議室
- 3 出席者 : 委員定数 22名
出席委員 18名
海浜ニュータウン磯辺東住宅「チーム磯辺東102」 2名
事務局 14名
(傍聴人) なし

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 報 告 (1) 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)、骨子(案)について
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行について
- 4 事例紹介 「チーム磯辺東102の活動について」
- 5 その他
- 6 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

報告(1) 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)、骨子(案)について

資料1-1『千葉市地域福祉計画の第2期からの経過と第4期に向けて』、資料1-2『支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)』、資料1-3『支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の骨子(案)』により事務局【地域福祉課】の説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

○現在の第3期計画は平成27年度から平成29年度を計画期間としており、来年度で計画の最終年度となる。そのため、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、現計画についての評価と次期計画の策定方針案と骨子案について協議・検討を進めている。

○千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会からの意見として、①計画全体につ

いて、第４期計画は第３期計画を進展させた計画が望まれる。②市計画については、評価方法が市計画と区計画で整合が図られていない。③区計画については、重点取組項目以外の取組みが把握できない、社会福祉協議会地区部会エリアごとの重点取組項目数が区によってバラつきがある、地域では重点取組項目の数を絞った方がよいという考えと、取組項目の全てが重要であるべきという考えが並立している、地域福祉の担い手不足や活動拠点の確保が地域では引き続き課題となっている、などが挙げられた。

○第４期計画の主な検討事項と方向性は、①計画全体については、支え合いのまち千葉 推進計画（第３期計画）をより一層、地域へ浸透・定着させるとともに、第３期計画策定以降の社会環境の変化を反映させる必要があるため、第５期計画を見据え、第４期計画は第３期計画の体系を基本的に踏まえ、新たな動きである地域包括ケアシステムなどを追加していくことが挙げられた。②市計画については、地域包括ケアシステムの推進状況を把握し、各施策・取組項目との関係性を整理する必要があるため、地域包括ケアシステムを推進する仕組みを取り入れること、生活困窮者自立支援方策を計画に取り入れること、区計画と評価方法を合わせる事が挙げられた。③区計画については、第３期計画の振り返りとして、取組項目の実施状況の把握は重点取組項目だけとするか、または全ての取組項目とするのかを整理する必要がある。また、重点取組項目の設定の考え方についても整理が必要であるため、全ての取組項目について社会福祉協議会地区部会エリアごとに実施状況を把握すること、重点取組項目は、「地域の生活課題やニーズを踏まえ、重要度や優先度が高い取組みを設定する」という従来の考え方を基本とし、区支え合いのまち推進協議会や千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に実施状況を報告する必要性が高いものに絞り込むことが挙げられた。

<質疑応答：発言内容>

(委員長)

ただいま説明がありました「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）」についてご意見・ご質問をいただきたいと思います。発言される方は挙手をして、所属と名前をお願いします。

(委員)

これだけの膨大な資料は、１１月２４日にはできていたものなら、あらかじめ送付していただき、我々も熟読・吟味しておかないと、議論にならない。当日配布して説明するというやり方ではなく、事前配布をお願いしたい。

資料１－１の一番右のその他の上、地域運営委員会が設立されている地区において、というところですが、美浜区は８つの地区のうち、６地区は地域運営委員会ができております。それら地域運営委員会には社会福祉協議会地区部会が所属しているのに、社会福祉協議会地区部会との話し合いで検討する、とあります。この部分について説明してほしい。

(事務局)【地域福祉課】

資料の送付についてはご迷惑をおかけして申し訳ありません。以後気を付けたいと思います。地域運営委員会の部分についてですが、地域運営委員会それぞれの事情がございますので、一概に地域運営委員会でやってほしい、とは言えない状況です。地域福祉計画を推進するこちらとしては、千葉市社会福祉協議会も地域福祉を推進する立場にありますので、引き続き、地区部会を大事に考えております。社協地区部会除いての地域運営委員会、ということではありません。

(委員)

それはその通りだと思います。何故、千葉市が地域運営委員会を推進しているかということ、町内自治会の地区連協、社協、民児協、育成委員会、スポーツ振興会の5団体が必須なのですが、縦割りではよくない、横向きの連携を、ということで進めております。当然我々も、社協のほうから出てきて、社協自身で解決できるものは社協でやればよいが、社協だけで解決できない問題が発生した場合に、地域運営委員会のみんなで連携して行こう、という考え方です。いつも社協とは密接にやっているということはご理解いただきたいと思います。

(委員長)

他に質問はありますか。当日にこれだけの資料を読んで、質問が出てくればというところではありますが、それは今後検討していただければと思います。

(委員)

今のご質問の上の「既存の地縁団体はもとより」という部分ですが、「ボランティア活動、NPOなどの民間の取り組みを掲載し」とありますが、どこに掲載するのですか。そしてそれが法令・制度等への流れにどう対応するのでしょうか。

(事務局)【地域福祉課】

近年の法令・制度等の流れへの対応というところの真ん中に項目があり、それに対する考え方を示しておりまして、記載するというのは計画書の中に記載することです。分かりにくいとすれば申し訳ありません。

(委員)

記載する場所はどこでしょうか。

(事務局)【地域福祉課】

計画書の冊子です。

(委員)

計画書の中に書く、ということですね。

(事務局)【美浜保健福祉センター】

事前に資料を送付できなかったことは大変申し訳ありませんでした。先ほどのご質問について、資料1-3の第2章の2の中の地域における活動主体とその役割において、NPOやボランティア団体が今どういった活動を行っているかをここで説明したいということで伺っております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

質問者よろしいですか。それでは、前に進めます。

続いて、報告（２）「介護予防・日常生活支援総合事業への移行」について説明をお願いします。

報告（２）介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

資料２『介護予防・日常生活支援総合事業への移行について』により事務局【介護保険課】の説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

○介護保険の制度について説明。

現行制度について、介護保険の制度で行われる事業は介護給付、介護予防給付、地域支援事業の３つに大別される。介護給付とは、要介護１～５と認定された方向けのヘルパーやデイサービス等。介護予防給付とは、要支援１～２の方向けの同サービスである。地域支援事業は、さらに介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の３つに分けられるが、地域支援事業というのは、市町村が独自で行う事業であり、市町村ごとに地域支援事業の中身は若干変わってくる。介護給付、介護予防給付、地域支援事業はいずれも介護保険の事業によるもので、介護保険料と税金を財源としている。

○来年度、総合事業になると、介護予防給付は訪問看護、福祉用具等、訪問介護、通所介護に分けられ、このうちの訪問介護、通所介護が総合事業に移行する。今年度まで要支援１～２の訪問介護、通所介護は全国一律の介護予防給付であったが、来年度からは市町村ごとの地域支援事業に移行するため、要支援１～２で訪問介護、通所介護の利用者は制度改正の影響を受けることとなる。

○新しい総合事業への移行に当たっては、移行により現行の利用者が不利益を受けないよう配慮し、現行相当のサービスを残しつつ新たな事業を行う。総合事業の重要な点として、①緩和基準のサービス、②住民主体による支援サービスが２本の柱となる。①の緩和基準のサービスについては、サービスの多様化・介護人材の確保を図る上で、ヘルパー資格を持たない方によるサービスの提供を検討。現状、利用者の９割の依頼内容は、家事援助であるといわれており、ヘルパー無資格者からのサービス提供を可能にすることで介護人材を確保し、ニーズの多様化に対応したサービスの創設を行う。②住民主体による支援サービスについては、すでに住民主体による生活支援等が始まっており、今後はそれらをケアプランに本格的に組み込んでいくよう進める。また、住民主体による生活支援等のサービスが安定して提供されるよう、財政面や技術面の支援、活動場所の提供等の支援を行い、サービスの安定性を図る。

<質疑応答：主な発言>

(委員長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました、報告(2)「介護予防・日常生活支援総合事業への移行」について、ご質問等がありますか。

(委員)

要は「要支援の人たちに家事援助は自腹になることもありますよ」「無資格の方もサービスできるようになりますよ」と。これは新聞にも載っていましたね。それからこの文章を読むとどこまでが介護保険の対象となるのか。千葉市は、来年4月から保険料は7,600円に上がることに、福祉用具の貸出の制限が強くなるのが新聞にも載っていましたのでわかりますが、家事援助が来年度から実行されるのか、介護保険の調査は今までのような形式で行うのか、をお聞きしたい。

(事務局)【介護保険課】

保険料が7,600円というのは平成37年の想定で申し上げたもので、来年度は保険料も変わりません。また総合事業に移ることが契機となって、自腹になるということもございません。国のほうで様々な審議が行われておりますが、それが決定されたかのように一部報道されたので誤解が生じているようですが、総合事業も、新しく始まる事業も介護保険の範囲内で実施しますので、急に自己負担が増えることやサービスが使えなくなることはございません。より詳しいことは介護保険課のほうにお問合せいただければと思います。

認定調査についてですが、こちらはサービスの提供ではなくサービスを受ける資格の手続きとなりますが、調査はこれまで通りのやり方と基準で実施するので、変更はありません。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

今までの推進協議会の意向を受けて、千葉市は地域支援事業を描いたのだと思います。そこで確かめておきたいのですが、要支援に訪問看護を残して、介護予防給付としているが、訪問看護は介護保険給付にもありますね。訪問看護は介護保険による給付と、健康保険による給付はどう違うのか、教えていただきたい。

(事務局)【介護保険課】

訪問介護はヘルパーが家に行って介護をするもので、訪問看護は看護師が家に伺って、状況の観察を行ったりするというものです。

(委員)

それは要支援の人でも使えるのですね。

(事務局)【介護保険課】

はい、利用できます。ケアプランに基づいて利用していただくという点につい

て、今までと変わりありません。

(委 員)

そうではなく、訪問看護というのは健康保険では給付していないのですか。

(事務局)【健康課】

訪問看護には介護保険料から出るものと健康保険から出るものがあり、健康保険のほうは主にがん患者や急性期の方々が利用されることが多く、介護保険のほうは慢性的な看護が必要な方へ、また服薬指導等と性質の違いはありますが、同じ看護師が訪問することもあります。大きな違いというのは保険の出所が違うところになります。

(委 員)

がん患者が主だとおっしゃいましたが、そう言い切れるのですか。

(事務局)【健康課】

そうではないのですが、使い方が異なるというか。

(委 員)

詳しい説明は次回で結構ですよ。

(事務局)【地域福祉課】

健康保険のほうは、医師の指示で必要とされる場合に利用し、レセプトで請求するという形で、介護保険のほうは介護保険法での利用となり、利用する場合はどちらかで両方同時の利用はあまりないです。

(委 員)

どちらを使うかはケアマネージャーが整理をするのか、それとも当事者の申し立てによるのか。また、どちらが有利なのか。これの回答も次回で結構ですが。

(委員長)

質問があったので、整理して回答していただきたいと思います。

他に質問はありますか。

(委 員)

10ページの高齢者の増加に伴うニーズの多様化のところに「非専門職が提供するサービスや住民が主体となるサービスを新設」とありますね。磯辺地区では、社協から「それぞれ地区の中で支え合い活動を展開してもらえないか」との依頼をいただいて、その取りまとめをやっている最中ですが、それは今回の総合事業から来る依頼という理解でよろしいですか。

(事務局)【社会福祉協議会】

おっしゃる通りです。目指しているところはまだ厳密にはわかりませんが、19ページの地域支えあい型訪問支援というのが、地区部会や町内自治会の進めるものと合致しているか、の問題となってくるかと思います。

(委 員)

そういうことでよろしいですね。そうすると、15ページに訪問と通所があって、今我々は訪問のほうを考えているわけですが、そういう理解でよろしいですね。

(事務局)【社会福祉協議会】

はい、そうです。通院介助や庭木の剪定などの日常的な困りごとになりますので、お見込みのとおりとなります。

(委 員)

この支え合いの活動は、美浜区の8地区の中で、真砂さんが行っていますが、そこ以外でどこかありますか。

(事務局)【社会福祉協議会】

地区部会単位では「ささえあいまさご」のみですが、町内自治会単位では稲毛団地や様々な団体で広まっております。

(委 員)

どうもありがとうございます。

(委員長)

他に質問はありますか。

(委 員)

無資格者のサービス提供について研修を行うということですが、どの程度の研修を考えているのですか。

(事務局)【介護保険課】

2日間程度を想定しており、時間では1日6～8時間のボリュームとなります。内容は、高齢者特有の疾病に関する知識や人権、個人情報に関する知識についてきちんとした考え方を持ってもらふこと、本人や家族とのコミュニケーションなど、接遇的な部分を学んでいただきます。また、高齢者虐待についても必要な知識を得るなど、具体的には確定しておりませんが、このような内容で検討しております。実施時期は来年2月頃を想定しております。

(委 員)

研修の費用は無料ですか。

(事務局)【介護保険課】

基本無料と考えておりますが、資料代の形で500円程度いただくこととなるかもしれません。その部分についてはまだ決まっておりますが、研修を受けるのに受講料が何万円もかかることのないよう、負担の少ない形で行いたいと考えております。

(委 員)

研修を受けた後は、資格のようなものが付与されるのですか。

(事務局)【介護保険課】

研修を受けた方には受講修了証や、このサービスに従事する際の身分証明となるようなものを発行したいと考えております。

(委 員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に質問はありますか。

(委 員)

19ページの「住民主体による支援のサービス」がうまく広まるかが大きな関心ですが、現在シルバー人材センターが高齢者生きがい活動という形で、有償で畳やふすまの交換、30分以内のちょっとした買い物のサービス等を行っています。そういうのを地域で自主的に作り上げていくためには、既存の団体との住み分けを考えたり、継続的なサービスの提供のためにも拠点の確保も重要な問題ですが、その辺りも支え合いのまち推進協議会として計画していくうえで、考え方を示していただきたい。

(事務局)【介護保険課】

住み分けとお話がありましたが、おっしゃる通り、事業所によるサービス提供だけでなく、社協地区部会、町内自治会、NPOなどによる活動など、様々な主体で支援の内容・運営の方法も様々なものが始まっています。それを総合事業という枠組みの中でサービスとして位置づけていくために、我々がまずやらなければならないのは、そのような活動がどこでどのように行われているのか情報の収集をして、わかりやすい形で公表していくということであり、それを今年度行ってきたわけです。最終的には、地域支援マップという形でビジュアル化したものを作っていきたいと考えており、今はそこまで到達していないのですが、厚生労働省に情報提供をしてHPで見ることができるという段階までは進んでおります。それだけでは十分ではないので、横のつながりや運営している同士の情報の共有についても考えていかなければならないと思っております。それも来年度以降の課題であると認識しています。住み分けという点では、様々な活動があり、情報の共有をし合う中で、活動、運営方法、運営主体のあり方などについて、それぞれの地域の実情に合わせたものに変えていくことを支援していきます。我々としては、こういった形で行ってください、と枠組みを定めてその中で行う、ということは考えておらず、地域ごとの事情とニーズに対応したものが、地域の中で自発的に行われていくことを地域づくりとして目指していきたいと思っております。

拠点づくりについてもこういった活動を継続的に支援していくために、一番大きな問題は拠点の確保であると思っております。拠点の確保、人材の確保、財政面での支援が大きなポイントになってくると認識しております。まだ具体的に示すことができる段階ではないのですが、そういった観点で支援の在り方について検討しながら、具体的な取り組みを始めていきたいと思っております。

(委員長)

よろしいですか。時間のほうも迫ってきておりますが。

(委員)

今の説明でいいと思うのですが、私のほうも支え合い活動についてはプロジェクトを作っておりますが、やはり今おっしゃった通り、重要なのは拠点と人材です。この2つがそろわないとなかなかできない。それがないと仕組みができないのです。お金の問題ではなく、その辺りのソフト面の部分をきちんとしていかないとできなくなります。この考え方というのは、住民が中心となってやっていくというのが大事で、いろんなミクロの所で立ち上がっているところはあり

ますが、そうではなくて磯辺地区の住民全体の意向として、こういう形が出来上がってくればいいかなと思います。

(委員長)

はい。他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

次に「チーム磯辺東１０２の活動」について、海浜ニュータウン磯辺東住宅のチーム磯辺東１０２の方にお越しいただいておりますので、事例紹介をお願いします。

事例紹介 「チーム磯辺東１０２の活動について」

資料３『チーム磯辺東１０２の活動について』、チーム磯辺東１０２の２名より説明後、質疑応答を行った。

<質疑応答：主な発言>

(委員長)

ただいま「チーム磯辺東１０２の活動」についてご説明がありました。このことにつきましてご質問等がありましたらお願いします。

(委員)

今日この活動について聞きまして、非常に素晴らしいことを行っているなと感心しているところです。ひとつ質問させていただきたいのですが、課題の２に管理組合（町内自治会）との役割分担での主従逆転現象の芽生え、とありますが、これはどういう意味ですか。

(チーム磯辺東１０２)

様々な行事を行う時に、管理組合から、「チーム１０２さんでどういうことをやっていただけますか」という質問を投げかけられています。私どもとしては、管理組合で、「こういうことをやるので、この辺りを手伝ってくれないか」という話をしていただけると、みんな動きやすいと思います。チーム１０２が前面に出ることをためらっております。もともと、「管理組合の活動を補助する」という形で設立した背景がありますので。

(委員)

今、チーム１０２の方は町内自治会の役員ではないのですね。

(チーム磯辺東１０２)

役員にはなっておりません。

(委員)

自治会活動を行っている磯辺東住宅の役員の方の動きに積極性がないようなので、ぜひチーム磯辺東１０２が取って代わってやっていただけるとありがたいと思うのですが、どうでしょう。

(チーム磯辺東１０２)

管理組合の役員は2年で交代であり、毎年半分が交代という持ち回りで行っておりますため、役員の回りが早くなっている状況です。特定の熱心な方が継続して管理組合をやっていくというのも一つの手かもしれませんが、現在の仕組みでは難しい状況となります。

(委 員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に質問はありますか。

(委 員)

最後のページに何をやってほしいか、何をやれますという調査用紙をお示ししておりますが、もうすでに実施しているのか、これから実施していくのか、また今まで実施していてこういうことがあったということがありましたらお教え下さい。

(チーム磯辺東102)

2年ほど前から実際に行っております。具体的にゴミ出しや新聞の束を下に運ぶなどがありました。

(委 員)

今までどれくらい依頼がありましたか。また有償ですか、無償ですか。

(チーム磯辺東102)

すべて無償です。統計は取っていないのですが、1か月2件ほどです。まだ生活支援の必要な高齢者は少ないみたいです。

(委 員)

高齢者は厄介になるだけの高齢者ではなく、元気な高齢者もいます。そういう人たちを巻き込んで、どんどんやっていただければと思います。

(チーム磯辺東102)

10ページ目の庭の手入れですが、これを行ったのは全員高齢者です。これは1ヶ月以上かかりました。つい最近、この排水溝を取り換えました。業者に依頼すると5～6万円かかるのですが、自分たちで行ったため、5,000円で済みました。

(委 員)

食べたり飲んだりするだけではないのかと思ひまして。確かにその辺りからスタートとなるわけですが。人を集めるのには1番いい方法ですから。

(チーム磯辺東102)

食べたり飲んだりというのは年間5～6回でして、随時行っている活動については、ほぼ毎日活動しております。

(委 員)

文化祭についての内容もありますが、文化祭をやるような集会場があるのですか。

(チーム磯辺東102)

私どもの集会場があります。文化祭の写真を見ていただければと思いますが、

大きさはそれほどでもなく、壁に展示をしておりますが、出品者は１０名ほどで、それで壁が埋まってしまう程度です。

(委 員)

ありがとうございました。

(委員長)

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

【４】その他

(委員長)

他に無いようでしたら、これからの進行は、事務局にお返しいたします。

(事務局)

次回の推進協議会は、２月下旬～３月上旬を予定。時期が近づいたら、委員に連絡する。

本日の会議録は、事務局が作成し、委員長、副委員長に確認いただいた後、議事要旨をインターネットにて、公開。

【５】閉 会